

平成 29 年 8 月 4 日

建設部長専決

## 八代市建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る事務処理要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、性能向上計画認定及び基準適合認定の施行に関し、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成 28 年政令第 8 号。以下「令」という。）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語は、法、令及び規則で使用する用語の例による。

2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性能向上計画認定 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「法」という。）第 35 条第 1 項（法第 36 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定をいう。
- (2) 基準適合認定 法第 41 条第 2 項に規定による建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定をいう。
- (3) 誘導基準 法第 35 条第 1 項第 1 号に掲げる基準をいう。
- (4) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。
- (5) 認定建築主 性能向上計画認定を受けた者をいう。
- (6) B E L S 評価書 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成 28 年国土交通省告示第 489 号）に基づく第三者認証であって、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が定める法第 7 条の規定に基づく建築物省エネルギー性能表示制度のための第三者機関による評価業務実施指針に基づく評価書をいう。

(性能向上計画認定の申請に必要な図書)

第 3 条 規則第 23 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 委任状（代理者によって認定の申請を行う場合に限る。）
- (2) 次に掲げる書面を有する場合は、当該書面の写し及び当該書面を交付された際の添付図書  
ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関による誘導基準に適合していることを証する書面  
イ 登録住宅性能評価機関による誘導基準に適合していることを証する書面  
ウ 品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書  
エ B E L S 評価書のうち、誘導基準に適合していることを証するもの

(3) 法第 35 条第 2 項（法第 36 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による申出をする場合は、計画通知申出書（様式第 1 号）

(4) 前号の場合において、当該申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条の 3 第 1 項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要するものであるときは、同条第 7 項に規定する適合判定通知書又はその写し（以下「構造適合判定通知書」という。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 前項第 2 号ウに掲げる書面は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合することを証するものでなければならない。

(1) 法の施行後に着工する建築物 日本住宅性能表示基準(平成 13 年国土交通省告示第 1346 号)に基づく断熱等性能等級 4 以上及び一次エネルギー消費量等級 5 以上

(2) 法の施行の際現に存する建築物 前号に定める基準又は日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費等級 4 以上

(基準適合認定の申請に必要な図書)

第 4 条 規則第 30 条第 1 項に規定する市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 委任状（代理者によって認定の申請を行う場合に限る。）

(2) 次に掲げる書類

ア 登録建築物エネルギー消費性能判定機関による建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面の写し及び当該書面を交付された際の添付図書

イ 法第 12 条第 6 項に規定する適合判定通知書の写し及び当該書面を交付された際の添付図書並びに建築基準法第 7 条第 5 項若しくは第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証（以下「検査済証」という。）の写し（検査済証の交付を受けるときに限る。以下同じ。）

ウ 性能向上計画認定に係る通知書の写し及び当該書面を交付された際の添付図書並びに検査済証の写し又は第 9 条の規定による工事完了報告書の写し

エ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項の規定（同法第 55 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）に基づく低炭素建築物新築等計画認定通知書の写し及び当該書面を交付された際の添付図書並びに検査済証の写し又は八代市低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務処理要領（平成 27 年 6 月 1 日建設部長専決）第 11 条の規定による工事完了報告書の写し

オ 登録住宅性能評価機関による建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証する書面の写し及び当該書面を交付された際の添付図書

カ 品確法第 6 条第 3 項に規定する建設住宅性能評価書の写し及び当該書面を交付された際の添付図書

キ BELS 評価書のうち、建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証するものの写し及び当該書面を交付された際の添付図書並びに検査済証の写し

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 前項第 2 号カに掲げる書面は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、当該各号に定める基準に適合することを証するものでなければならない。

(1) 法の施行後に着工した建築物 日本住宅性能表示基準に基づく断熱等性能等級 4 以上及び一次エネルギー消費量等級 4 以上

(2) 法の施行の際現に存する建築物 前号に定める基準又は日本住宅性能表示基準に基づく一次エネルギー消費等級 3 以上

(建築物エネルギー消費性能向上計画通知)

第 5 条 市長は、法第 35 条第 2 項の規定による申出を受理したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画通知書(様式第 2 号)に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認申請書の正本及び副本、性能向上計画認定申請書の副本並びに構造適合判定通知書(当該通知に係る建築物の計画が構造計算適合性判定を要する場合に限る。)を添えて、建築主事に通知するものとする。

(認定申請の取下げ)

第 6 条 性能向上計画認定又は基準適合認定の申請をした者(以下「認定申請者」という。)は、当該申請を取り下げようとするときは、取下げ届出書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、提出された性能向上計画認定申請書又は基準適合認定申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

(認定しない旨の通知)

第 7 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定しない旨の通知書(様式第 4 号)により認定申請者に通知するものとする。

(1) 性能向上計画認定の申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が誘導基準に適合しないと認める場合又は法第 35 条第 4 項において準用する建築基準法第 18 条第 14 項の規定による適合しない旨の通知書若しくは適合するかどうかを決定することができない旨の通知書(期限内に追加説明書が提出されない場合等により、審査を終了するものに限る。)の交付を受けた場合

(2) 基準適合認定の申請に係る建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないと認める場合

(取りやめの申出)

第 8 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめようとするときは、取りやめる旨の申出書(様式第 5 号)に認定通知書を添えて、市長に申し出なければならない。

(建築工事完了報告)

第 9 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築等を完了したときは、法第 37 条の規定により、速やかに、建築工事完了報告書(様式第 6 号)により市長に報告しなければならない。

2 前項の場合において、認定建築主は、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 20 条第 3 項の規定により提出された工事監理報告書の写し及び検査済証の写し(検査済証の交付を受ける場合に限る。)を添付しなければならない。

(認定建築主の変更)

第 10 条 認定建築主の変更をしようとする者は、認定建築主変更届（様式第7号）正本及び副本それぞれの地位を承継することを証する書面の写しを添えて、市長に提出するものとする。

（報告の徴収）

第 11 条 法第 37 条及び法第 43 条第 1 項の規定による報告の徴収は、報告を求める旨の通知書（様式第 8 号）により行うものとする。

（改善命令）

第 12 条 法第 38 条の規定による改善命令は、改善命令書（様式第 9 号）により行うものとする。

（認定の取消し）

第 13 条 法第 39 条及び法第 42 条の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（様式第 10 号）により行うものとする。

2 前項の規定により計画の認定を取り消された場合は、性能向上計画認定に係る建築物及び基準適合認定建築物の所有者は、原則として、認定通知書の原本を返却しなければならない。

（台帳の整備）

第 14 条 市長は、性能向上計画認定を受けた建築物及び基準適合認定建築物の台帳を整備し、認定等、報告及び届出等の事項を記録しておくものとする。

（その他）

第 15 条 この要領に定めるもののほか、認定等の事務に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、建設部長専決の日から施行する。

附 則 （令和 3 年 3 月 30 日 建設部長専決）

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 3 月 1 7 日 建設部長専決）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 3 月 14 日 建設部長専決）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。